平成２６年（フ）第１６４号
広島県呉市神山３丁目10番２号
債務者　吉岡　久美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目５番６号
債務者　川田　義男
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
奈良県宇陀市榛原赤埴775番地
債務者　井川　富幸
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
奈良県北葛城郡河合町中山台２丁目１番地１セジュール中山台306号
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
大分県国東市国東町田深1571番地４
債務者　中島　　正
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
東京都武蔵野市桜堤３丁目２番６号
債務者　立花　康子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８４号
東京都武蔵野市境南町２丁目28番19号第二船木荘203
債務者　川島　晴子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
東京都立川市幸町２丁目19番地都営第２アパート１棟104号
債務者　荒井　優子（旧姓湯澤）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６２号
静岡県浜松市東区小池町1674番地の３　コーポイーストサイドビラ101
債務者　高林　雅子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
静岡県浜松市西区入野町9809番地の３　ナイスアーバン壱番館303号
債務者　森　　欣也
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
愛知県田原市東赤石３丁目７番地　サンコート田原Ｂ棟120号
債務者　牧野　　武
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６号
愛知県豊橋市緑ケ丘２丁目９番地15
債務者　松尾　香織
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１１号
愛知県豊川市東光町３丁目57番地　東光ハイツ101号
債務者　鈴木　伸育
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９６０号
東京都府中市紅葉丘１丁目30番地の１
債務者　松本　貴志
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
東京都世田谷区北烏山７丁目３番９号根田コーポ第１―205
債務者　阿部あすみ
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部